

生協制度見直し検討会	
第4回(H18.9.27)	参考資料1

## 第2回生協制度見直し検討会議事録

日 時：平成18年9月4日（月）15:00～17:00

場 所：厚生労働省17階 専用第21会議室

出席委員：清成座長、大塚委員、小川委員、品川委員、土屋委員、山下委員、吉野委員

議 題：（1）生協等各種団体からのヒアリング

（2）質疑

（3）その他

### ○清成座長

定刻になりましたので、ただいまから第2回生協制度見直し検討会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、御多忙中御出席いただきまして大変ありがとうございます。

初めに委員の出席状況及び厚生労働省内で人事異動があったと聞いておりますので、新規に着任した方々の御紹介をお願いいたします。

### ○千田課長補佐

委員の出欠状況でございますけれども、本日は委員全員の方から御出席との連絡を受けております。現時点で小川委員、吉野委員がおくれているようですけれども、順次お見えになることと思います。

続きまして、前回の検討会以降に厚生労働省内で人事異動がございましたので、新たに着任した職員を紹介させていただきます。

審議官の御園慎一郎でございます。なお御園は他の公務の都合により本日は欠席させていただきます。

続きまして、社会・援護局総務課長の矢崎剛でございます。

続きまして、地域福祉課長の藤崎誠一でございます。

以上でございます。

### ○清成座長

それでは議事に入りますが、関係者からのヒアリングを行うことになっておりまして、8名の方に参考人として御出席いただいております。初めに参考人の皆様の御紹介を事務

局からお願いいたします。

○千田課長補佐

前回の検討会において委員の皆様にご了解いただきましたとおり、事務局で清成座長と御相談しまして、生活協同組合から5組合をお呼びいたしました。なお、選定に当たっては地域、職域の区分、購買事業、共済事業、利用事業の取り組みの状況、組合の規模なども考慮して決定したところでございます。また、生活協同組合以外にも関連する業界3団体の方をお呼びしております。順番に御紹介させていただきます。

生活協同組合さいたまコープ副理事長の渡辺光代様でございます。

生活協同組合市民組合やまなし理事長の大塩祐治様でございます。

福井県民生活協同組合理事長の藤川武夫様でございます。

トヨタ生活協同組合理事長の服部正雄様でございます。

全国労働者共済生活協同組合連合会専務理事の小野岡正様でございます。

日本商工会議所常務理事の篠原徹様でございます。

社団法人生命保険協会副会長の西岡忠夫様でございます。

社団法人日本損害保険協会常務理事の吉田浩二様でございます。

なお、各団体の概要についてはお手元の資料2にまとめてありますので、適宜御参照ください。よろしくお願いいたします。

○清成座長

それではヒアリングに入りたいと思います。初めに各参考人の方からお一方10分程度で御発言いただきまして、8名の方の御発言がすべて終了した後まとめて委員からの質疑を行いたいと思っております。

それでは生活協同組合さいたまコープ副理事長の渡辺光代様からお願いいたします。

○渡辺参考人

私は組合員の立場でさいたまコープ副理事長を務めております渡辺光代です。よろしくお願いいたします。

初めにさいたまコープの概況を報告させていただきます。2006年度末の状況ですが、組合員は70万4000人で、埼玉県内の世帯の25%が組合員になっています。事業高は1424億円で、主な事業の内訳は、配達事業が600億円、店舗事業が437億円、共済事業が24億円です。店舗や配達の実業はイメージしていただけたと思いますので、最近の特徴的な事業としてステーション購入という事業を紹介したいと思います。

これは、クリーニング店や酒屋さんなど、地域の商店の協力があって、生協の荷物の取り次ぎを担っていただき、組合員がその店に商品を受け取りに行く形で進めております。県内約1500カ所程度に広がっております。商品を受け取る組合員とのコミュニケーション

の中で商店を利用したり、人の出入りでにぎわいも生まれるなど、商店の皆様にも喜んでいただいております。

理事会の定数は31人で、そのうち女性の組合員理事が16人です。組合員理事は組合員の視点で経営のチェックや生協への運営参加、地域組合員のさまざまな活動の場面でのリーダーの役割を担っています。そのほかに有識者理事9人と常勤理事で構成しております。

地域の組合員活動も広がってきております。高齢者や子育てなどへの暮らしの助け合い活動、環境負荷の軽減、食の安全、消費者被害の防止につながる啓発活動など、各種講習会や産地見学などに年間約10万人の組合員が参加しています。

地域貢献としての一つの事例として、県内中部の北本市のことを紹介します。北本市は世帯数約2万7000世帯で、さいたまコープの組合員が1万4000人ですので、52%の世帯がさいたまコープに加入しております。配達事業のほかに、3階建てのスーパーマーケットタイプの店舗があり、そこには子育てルームやカルチャー教室が併設されております。最近、複合型福祉事業所がつくられまして、生協の事業がかなり総合的に行われています。また、組合員のさまざまな活動もあり、助け合い活動等も行われています。地域や行政とのつながりも広がり、さいたまコープの施設に市内の小学4年生全員の社会科見学や、中学生の触媒体験も行われました。また、市の審議会への参加や、子育て支援事業も北本市から委託されました。生協のさまざまな事業と組合員の活動、行政や地域の団体がつながって住民の暮らしに貢献していく一つのモデルにしたいと考えております。

さいたまコープ全体としても、例えば店舗のレジ袋使用時に環境募金をいただきまして、年間1000万円程度を地域の環境保全の取り組みに活用しています。レジ袋の削減も年間1125万枚に及びます。店舗から出る生ごみの再資源化率は約82%で、食品小売業界平均の28%を上回っております。また、自然災害への義援金も組合員に呼びかけ、新潟県の豪雨、中越地震などの際に1800万円、スマトラ沖地震では1600万円をお送りすることができました。時間の関係で省略させていただきますが、機会がございましたら私どもの資料を御一読いただきますと幸いです。一定の規模を持つ生協として社会への貢献はさらに強めていく必要があると考え、ことしの総代会では社会貢献基金として3億円を積み立てました。

生協制度の見直しに関する意見ですが、一つは員外利用の問題です。生協に加入されていない消費者の皆さんが生協の商品を食べたり、使ったりして、次に加入を判断していただくのは自然な手順だと思っています。特にお店は利用してからと考えるのが普通だと思いますが、そうできないことに疑問を持っております。また、今後社会貢献の活動を広げていくことに思いをめぐらしますと、員外利用規制がその抑制要因にならないかと心配しております。

2点目に区域の制限の問題です。特に都県境では県内の遠いお店より、生活圏として成り立っている隣の県の近いお店を利用したいという気持ちがよく理解できます。そのことが法律によって制限されることに率直に疑問を持っております。

3点目はガバナンスに関する問題です。一例としまして、会社法や他の協同組合法では

明文化されているとも聞いております役員の責任に関する規程が、現在の生協法ではなく、責任のあり方があいまいになっていると感じています。生協、特に購買生協では非常勤の組合員理事が多いのですが、非常勤理事は常勤理事と比べて権限や報酬の違いがあり、役員責任の中でも一定の免除ができる仕組みは必要ではないかと考えております。

生協法は時代の大きな変化に取り残されてきているというのが実感で、生協制度の見直しはぜひ必要ではないかと考えております。

最後に、今回の見直しの中で、共済事業と購買事業等との兼業が規制または禁止されるのではないかとという危惧を持っています。私は、生協には購買事業だけではなく、共済事業や福祉の事業など、暮らし全般の安全・安心にかかわってほしいと考えています。兼業禁止は、生協が組合員の暮らしを総合的に守ってほしいと考える多くの組合員の願いと方向が違うのではないかと考えております。どうぞ御検討をよろしくお願いいたします。

#### ○清成座長

どうもありがとうございます。それでは続きまして生活協同組合市民生協やまなし理事長の大塩様、よろしくお願いいたします。

#### ○大塩参考人

市民生協やまなし理事長の大塩といいます。本日は参考人という形で意見を陳述したいと思います。なお、限られた時間ですので、資料等は少しはしよる形になりますが、後ほど見ていただければと思います。

私どもはことし34年目を迎えている生協でございます。私自身はことし6月から理事長になった新米の理事長でございますが、現在組合員は約4万8000人。出資金が14億円余り。商品供給高は65.6億ということでございます。山梨県内の人口は88万人、世帯数が32万という県でございますが、県内全域をエリアとして活動してまいりました。創立時より組合員の出資、利用、運営参加、三位一体の活動と言われておりますが、そのことを大事にして、組合財産を守り、健全経営を図ることを重視してきております。役員のうち80%以上が組合員の非常勤理事ということと、複数の学識経験者で占められております。いずれにしても、組合員が主人公ということで、県内全域で組合員による地域の運営委員会、これは町村の区域であったり、中学校区の区域であったりということで、こういったものを毎月開催し、理事会とのやりとり、組合員とのやりとりを通して毎月そういった運営を行っております。一方で、弁護士、税理士、監査法人、公認会計士と外部監査等を締結し、コンプライアンスの遵守はもちろん、適切な財務管理を推進するよう努力しているところでございます。

社会的な不祥事といいますか、食の安全を含め、不祥事を起さないようにガバナンスについてはとりわけ重視しています。ガバナンスや社会的責任をしっかりと果たすということはずっと取り組んでまいりましたが、これを法制化することは社会的責任を一人一人が認

識し、健全経営も含めて今後自覚して進めていく上で非常に重要な問題だと考えています。

なお、組合員アンケート等を毎年行ないますが、健全経営についての組合員意識は大変敏感です。常にトップ回答の食の安全に次いで、健全経営をちゃんとやりなさいという回答がいつも上位3番目くらいに入ります。長期不況という社会的背景もあったと思いますが、ガバナンスが法制化されて、一人一人が社会的責任を自覚することで、さらに健全経営を強化して組合員の期待に応えていきたいと考えています。

資料にある常任理事についてですが、組合員理事から1期2年以上のベテランの方を中心に理事会で互選しています。常任理事は非常勤ですが、組合員の声を理事会に反映させるという立場で、理事会議案の事前検討の場に参加しています。また、最近は対外的な委員等に女性の方をという逆指名が多くなっていますが、そのような社会的要請に応える形で常任理事としての役割りを発揮いただいています。

主な組織運営として、理事会・理事懇談会・監事会などの機関会議は毎月1回5時間程度かけて開催しています。総代会決定に沿って機関会議を開催しているわけですが、その推進計画の検討、理事会議決などを地域の運営委員会など組合員とやり取りしながら合意形成を大切にしています。

その他、第三者等の関与による組織運営は、先ほど触れたコンプライアンスなどのほか、環境監査や情報公開審議会などがあります。また、食の安全に関連してリスクアナリシスの手法を導入しています。事業を通して組合員のくらしに貢献する生協としては、ベースになる商品に対して、組合員とのリスクコミュニケーションは重要と考え、毎年学識経験者や行政、生産者等を交えて開催しています。

役員報酬やその制度についても、県内の状況その他を勘案して、学識経験者や組合員理事などによる検討委員会を開催し、理事会に答申をいただいています。

また、現在求められている最小限ではありますが、公認会計士、弁護士、税理士、産業医などと委託契約を結び、それぞれの分野で社会的に客観的で公正な組織運営ができるようにしています。

地域諸団体との様々な共同の取り組みがございします。特に、食の安全・安心、くらしの安全・安心については、消費者の権利を明確にした法整備が行われました。法整備に沿った形で運用されるよう、県内の消費者団体等と共同して学習会を行ない、県行政ともパブリックコメントや意見交換会などでやり取りしています。こうしたことを通して、県内の多くの消費者に法律や県条例などの内容をわかりやすくお知らせしていくという役割りも担っています。

商工業者と地域との主な連携については、加盟している甲府商工会議所、昭和町商工会などと資料にありますような取り組みを行なっています。

余り時間ありませんので、生協制度に関することが資料の3ページに、県域制限の問題についてあります。県域制限問題については、私どもの生協が発展が困難だった時代のことでもありますし、生活経済圏が広がっている、山梨都民と呼ばれるような状態もあるこ

とについて、しっかり見直していただきたいと思います。

規模の問題の関係では、組合員、業者、近隣の生協、事業連合等と努力してきておりますが、いずれにしても、今後一つの県ではできない問題についてさまざま進めていきたいと思っております。こういった連帯の中で効率化の問題と、そのことで組合員に貢献できるように進めていきたいと思っておりますし、店舗事業にもこたえ切れていない問題、今後福祉事業、信用事業の見直しということも聞いておりますが、到底一県内ではできない問題について、大きな連帯をしていくべきだと考えております。

員外利用の関係ですけれども、お店ではこの問題がいろいろな形で生協の閉鎖性につながるという問題がありまして、地域的にも生協には行かないよみたいなことがよくあるわけですが、生協の都合で言うことと消費者が実感して生協に入るかどうかを決めるという入り口のところでそういう問題がなかなかフランクにやりとりできないという問題については、ぜひ見直していただきたいと考えております。

学校給食の問題だとか、小中学校、保育園等から生協の商品をおやつみたいなものとして欲しいということがあっても、なかなかそういうことにこたえていけないというのも現状の問題として見直していく必要があるのではないかと考えております。

今回の生協制度見直しは、より多くの組合員のくらしに貢献できる内容となり、全国の生協の発展につながることを強く期待し、意見とします。

大変雑駁になりましたが、これで終わりたいと思います。

#### ○清成座長

どうもありがとうございます。続きまして福井県民生活協同組合理事長の藤川様、よろしく願いいたします。

#### ○藤川参考人

福井県民生協の理事長をしております藤川でございます。きょうはこのような場をいただいたこと、まずもって厚く御礼申し上げます。事前に提出しました概況報告書をもとに報告させていただきたいと思っております。時間の関係もありますので、当生協の概要について、当生協の社会的役割、当生協からの要望という点についてお話しさせていただきたいと思っております。

1ページをごらんいただきたいと思っております。私どもは創立28年の生協でございます、県下の組合員を対象に、食の分野、福祉の分野、暮らしの助け合いの分野、この3分野にお役立ちする5つの事業を展開しております。特徴を6点挙げさせていただきましたが、とりわけ上記3点が私どもの事業に密接に関連している事項でございます。

05年度の活動概況については特徴的な点だけ御報告させていただきたいと思っております。まず組織概要でございますが、組合員が11万5500世帯ということで、県民加入率が42.8%ございます。これは全国6位ということで、かなり県民の生協参加率が高い県だと御理解い

ただければと思います。

2 ページに行きます。事業概要でございます。総事業高184億弱、生協の規模でいいますと中の小という規模でございます。事業内容は、先ほど申し上げました3つの分野を5事業で展開しております。まず食の安心・安全の供給事業。これを無店舗事業と店舗事業という形で、県内の農水産生産者と連携して展開しております。2つ目には、食費管理の活動から始まり、家計簿活動、今日では生活設計活動ということまで含めて、暮らしの全体のリスク管理を目的とした助け合い事業として共済事業を展開しております。3つ目には、地域社会の少子高齢化が進む中、組合員も2分極化してきておりまして、この皆様方の御要望にこたえるということで、高齢者福祉介護事業、全国に先駆けた子育て支援事業を展開しております。

事業高構成についてはごらんいただきたいと思います。運営概要については、私どもの特徴は社会活動レポートの一番後ろに載せておりますが、特徴は、地域の皆様方から有識者理事という形で大変多くの御参加をいただいている、42%弱の御参加をいただいております、さまざまな分野から御示唆を賜っております。

経営概要のところでございますが、組合員の満足と組合資本価値の最大化を目指すという経営の考え方をもとに進めてまいりまして、数字については2ページを見ていただければと思います。

3 ページに行っていたいただきたいと思いますが、ここは一言だけ触れさせていただきたいのは、私どもは生活協同組合でございますので、組合員の暮らしに貢献するというのが基本でございます。しかしながら、昨今の県内の小売流通情勢というのは大変厳しい情勢がございまして、県外の手流通企業の参入が大変厳しい状況でございます。そういう中で小さいながら頑張っているということを御理解いただければと思います。

4 ページに行っていたいただきたいと思いますが、私どもの社会的貢献ということでございます。私どもは組合員の満足と地域社会のためにということを理念として活動してきております。当生協の特徴としては、他県に見られないほど各市、自治体、地域の生産者の皆様方との連携が非常にスムーズにしているケースと御理解いただければと思います。具体的には5つ挙げていますので、簡潔に触れたいと思います。

まず、長寿県福井の応援団ということで、知事もおっしゃっていますが、長寿のもとには食にありということで、地産地消、福井型食生活、食育、この3つを県、地域生産者、学校の皆様方と一緒に展開する。

2つ目には、働く女性、子育てファミリーの応援ということで、これも県が展開しております、すみずみ子育てサポート事業を初め、県下5市から御支援をいただいて、子育て支援事業を5カ所で展開しております。

3つ目、消費者の自立支援ということでございます。私どもの組合員は県下の4割を占めております。この組合員と私どもがコールセンターを通じて直結されております。この経営資源を使いまして、昨今頻発しております消費者被害について、消費者被害相談ダイ

ヤル活動を展開しております。これは利用者からも県からも非常に高い御評価をいただいております。また、私どもが設立した研究所において、福井県の安全環境部から3つの委託事業を受けております。消費者自立及びリーダー育成支援講座、消費者生活講師養成講座、ごみを出さない地域づくり推進事業ということで、1番目は2年連続ということで、2番目と3番目はことし新たに加わったものでございまして、県からの信頼もいただいていると理解しております。

4つ目、安心・安全の地域社会づくり支援ということで、私どもの配達トラックの台数が県下最大でございまして、日常、県下を走り回っている台数が地域の子供さんを、最近非常に危険な状況にあるという中で、学校の皆さん、警察の皆さん、自治体の皆さん、PTAの皆さんと一緒にあって、福井のリユूपイーネットというものに参加させていただいて、一緒に地域の子供の安心・安全づくりのサポートをさせていただいております。

5つ目、持続可能な地域社会づくり支援ということでは、10年前にナホトカ号の重油災害事故がございました。これをきっかけに県との間で災害物資協定を結び、以来10年間自然災害のボランティア活動を行っております。また、県が推奨しております福井県環境ISOネットワークの発起人として御推薦を受けまして、企業の皆様方と一緒に現在活動しているというところでございます。

地域からの御評価ということ05年度の状況を書いておりますが、関西エコ・オフィス大賞、福井県経営品質賞、ことし3月には内閣府の猪口大臣が私どもの子育て支援センターを御視察くださいました。いずれも福井県からの御推薦ということでいただきました。

最後になりますが、当生協から2つのお願いを申し上げたいと思います。生活協同組合の地域貢献並びに社会貢献はこれからますます大きくなると思います。この活動をぜひとも法的にしっかりと明確にさせていただくことをお願いしたいと思っております。また、日常活動のおきましては、戦後60年たちまして、福井県の消費者の暮らし、生活意識、生活行動は大きく変化してきております。こういう日常感覚に沿った法的措置をぜひとも、員外利用並びに県域制限について御示唆を賜りますことをお願い申し上げまして、私の報告にかえさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

#### ○清成座長

どうもありがとうございました。それでは続きましてトヨタ生協の服部様、お願いいたします。

#### ○服部参考人

トヨタ生活協同組合理事長の服部でございます。私は日本生活協同組合連合会の全国職域協議会委員長も務めさせていただいております。このたびは職域生協の現状並びに課題・要望について意見を述べさせていただく機会をいただきまして、まことにありがとうございます。それでは資料4のレジュメに沿って御説明させていただきます。



まず全国の職域生協とトヨタ生協の現状についてでございますが、職域生協の現状は、厚生労働省様の実態調査平成17年度では497生協となっておりますが、この中から共済事業中心の生協や学校生協を除くと約210生協になります。その中で日生協に加盟しているのは78生協でございます。78生協の事業高は約1550億円、組合員数146万人となっており、210生協の全体事業高の95%、組合員数の73%を占めております。

職域生協の特徴としましては、戦後の労働運動の高揚期に設立された生協が多く、歴史も長く、足尾銅山生協三養会などは本年が創立100周年にもなっております。また、設立当初から職員の福利厚生事業や労働福祉事業の一貫として母体組織の事業の一翼を担ってまいりました。戦後の物資不足の時代には職場や周辺住民を対象に物品提供等を行うなど、母体組織とともに地域貢献も果たしてまいりました。

日生協に加盟している78生協は、その属性によって職場職域、居住地職域、広域、都道府県庁、市役所の5つに区分しております。この78生協には、民間でいいますとIHI石川島生協さんとか、あるいは富士フィルム生協さん、官公庁では各都道府県庁生協さん、並びに市役所生協さんがございます。近年、職域生協の課題としては、母体組織の変化に伴う解散が見られることが懸念材料でございます。

次にトヨタ生協の状況について簡単に御説明します。時間の関係がございますので、後ほど参考資料などを御参照いただければと思います。私どもトヨタ生協は戦後間もない1945年12月にトヨタ自動車の職場代表438名の有志によりまして、トヨタ自動車株式会社挙母工場互助会としてスタートしました。おかげさまで昨年創立60周年を無事迎えることができました。設立2年後の1947年には家庭婦人たちの主宰で、よりよい消費生活実現のため、地域で社宅ごとに131名の代表によるトヨタ家庭会が創設されました。私どもでは地域組合員で構成された組織が生協法施行前からありました。生協法の制定に伴い、1949年に愛知県知事の認可を受け、トヨタ生活協同組合が発足しました。翌50年には生協勤務のトヨタ社員が生協に移籍して母体企業から分離独立しました。本年3月末で組合員数約26万人弱、事業高659億円という規模に発展してまいりました。

次に、現在の生協法の制度上の課題について、要望も踏まえて御説明申し上げたいと思います。まず1点目の員外利用関係についてでございますが、職域生協が母体組織の福利厚生施策を担っているということは先ほど述べさせていただきましたが、その他の特性として、閉鎖的環境下での組合員へのサービス提供というものがございます。このことにより母体企業の福利厚生施策として組合員本人への便宜供与を行っていますが、母体企業に精算をいただく必要があるケースがございます。私どもの例で申し上げますと、職場の作業服の補助引換券や、QC活動に伴う菓子飲料の引換券、あるいは交通安全活動に伴う菓子飲料の引換券を企業が準備・配付しまして、組合員が利用したものを企業に精算していただく必要のあるケースがございます。また、以前は企業からの御要請で、器具備品や事務用品の納品も要請がありましたが、員外利用との関係で私どもの場合は子会社を設立し、業務を分離して対応させていただくことになりました。たまたま私どもでは運よく、ある

程度の事業規模がございましたので、子会社の設立で、大変非効率ではありましたが対応できたのですが、他の職域生協では規模も小さくて対応に苦慮している状況に現在もあります。

2番目の労働組合への対応も同様でございます、労働組合の職場懇談会等の弁当や飲み物、労組の記念イベント、親睦イベントの商品等、組合員本人への便宜供与の精算を労働組合が行う必要があるケースがございます。このように、組合員本人への直接的な便宜供与については、精算形態が母体企業あるいは労働組合などでもよいように緩和措置をお願いしたいと考えております。

3番目の、母体企業の雇用形態変化への対応ということでございますが、昨今この企業も期間従業員、派遣労働者、社外応援者、グローバル化に伴う海外研修生等の非組合員の増加が顕著でございます。企業では入出門管理などセキュリティ管理を厳格に行っておりますことは御承知のとおりでございますが、さらに、各事業所、各工場は広大な敷地を有しておりますし、周辺には商業施設もないことが多く、休憩の短時間内に工場を出入りすることは大変困難な状況であります。私どもでは期間従業員や派遣労働者などの組合員加入活動は行ってはおりますが、どうしても短期間勤務ということで加入していただく方がほとんどいないのが現状でございます。しかしながら、職域特有の閉鎖的な環境下で、御来客も含め、食堂・売店の利用を制限することには大きな問題があるため、職域内での非組合員利用について緩和措置をお願いしたいと考えております。

員外利用4番目のグローバル化への対応でございますが、私どものケースでは1000人を超える海外の駐在員や、工場を海外で立ち上げるときに長期出張者が数多く海外に赴任して活躍しております。欧米の一部の恵まれた地域で日本食材が手に入り、日本食を簡単に食べることができる環境にある人はまだしも、そうでない海外の組合員は体調を壊す恐れすらありまして、私どもへ支援の依頼がございます。海外事業所の食堂で日本食提供の指導を昨年4月から行ってまいりました。具体的にはチェコ、ポーランド、中国（広州）ですが、組合員の皆様には涙を流されるほど喜ばれ、他の海外事業所からもぜひうちでもやってほしいという声も出ております。生協に求められる組合員サービスもグローバル化してきております。これらも海外に赴任した組合員本人への便宜供与ではありますが、精算自体が企業等にならざるを得ないという状況にあります。このような状況は、私どものほか海外に事業所を持つ企業の職域生協にも共通した課題でございます。

2点目の区域関連につきまして2項目述べさせていただきます。まず1番目は、現行の生協法では、区分は職域あるいは地域の二者択一しかできないことになっております。生協法施行前に設立された幾つかの職域生協の中には、地域での事業を行っており、私どものケースでは発足当初の登記より職域と地域を併記しております。近年では中心市街地活性化に向けた取り組みも地元商業者とともに私どもは行っている状況であります。企業の病院が実態として地域開放されているように、生協も職域だけでなく、職域・地域混合型も選択できるようになってよいのではないかと考えております。